

(2) 過積載による罰則

過積載運転により、運転者には違反点数・罰金又は反則金などの罰則が科せられ、過積載と認められた場合には、警察による措置について確認しましょう。

(3) 過積載の防止

積載量の制限は、車両によって異なることから、これを正しく理解し、適正な積載量での運行が必要であることを認識するよう指導しましょう。

VI.危険物を運搬する場合に留意すべき事項

【指導・監督指針第1章2-(6)】【本編第1章VI】

(1) 危険物の性状

危険物に対する正しい知識として、危険物の種類、その危険性、その性状などについて理解させるとともに、危険物の性状に合わせた対処方法を含めて、運転者の理解を深めましょう。

(2) 危険物輸送の基本事項

危険物の輸送には、危険物取扱の資格が必要となり、運転にあたっては、安全確認を十分にいき、必要な備品、携行品を確認するよう運転者に周知・徹底しましょう。万が一、事故が起こった場合には、適切な処置を行い、被害を拡大させないことの重要性を指導を通じて確認しましょう。

(3) タンクローリー運行上の注意事項

特に、タンクローリーは、危険物を運搬している場合が多く、また横転の危険性が高いことから、十分に注意し、慎重に運行することが必要であることを、事故事例を説明する等して指導を通じて確認しましょう。

VII.適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

【指導・監督指針第1章2-(7)】【本編第1章VII】

(1) 適切な運行経路の選択と経路情報の把握

安全な運行を行うためには、運行前に道路状況、気象状況、**事故危険箇所**やヒヤリハット等の危険地点などの情報の入手、安全な経路の検討などを行う必要があり、適正な運行経路の選択の必要性を実感できるような指導を心がけましょう。

(2) 許可運送における経路選択

許可運送は、規定法令の制限を超えた積載物を運送するため、特殊な運行となり、許可証の携行、指定条件の遵守、道路状況の事前確認などが必要であることを周知徹底しましょう。